

他道府県の条例概要

1	都道府県名	北海道
	名 称	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
	制定年月	平成21年3月
	施行年月	平成22年4月
	特徴等	<p>特徴 障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等について定める基本指針について規定している。 障がい者の権利擁護、障がい者に対する就労の支援、障がい者を支える委員会等については、章立てして細かく規定している。</p> <p>目次 第1章 総則（第1条 第8条） 第2章 障がい者を支える基本的施策等（第9条 第18条） 第3章 障がい者の権利擁護（第19条 第21条） 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり 第1節 地域づくりに関する基本指針の策定（第22条 第26条） 第2節 道の支援（第27条） 第5章 障がい者に対する就労の支援（第28条 第32条） 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会（第33条 第40条） 第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第41条 第48条） 第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第49条 第51条） 第9章 雑則（第52条・第53条）</p>

2	都道府県名	岩手県															
	名 称	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例															
	制定年月	平成22年12月															
	施行年月	平成23年7月															
	特徴等	<p>特徴 分野別の差別禁止事項や相談・支援体制の確立などの詳細な事項は規定せず、障害者に対する不利益取扱いの禁止等のための環境整備的な記載になっている（ほとんどが努力義務）。</p> <p>条項</p> <table border="1"> <tr> <td>第1条 目的</td> <td>第9条 交流機会の拡大等</td> </tr> <tr> <td>第2条 定義</td> <td>第10条 職員の育成</td> </tr> <tr> <td>第3条 基本理念</td> <td>第11条 情報の提供及び意見の聴取</td> </tr> <tr> <td>第4条 県の責務</td> <td>第12条 教育の支援体制の整備及び拡充</td> </tr> <tr> <td>第5条 市町村の役割</td> <td>第13条 相互連携</td> </tr> <tr> <td>第6条 県民等の役割</td> <td>第14条 関係団体等への支援</td> </tr> <tr> <td>第7条 不利益な取扱いの禁止</td> <td>第15条 不利益な取扱い等に関する相談、助言等</td> </tr> <tr> <td>第8条 虐待の禁止</td> <td>第16条 財政上の措置</td> </tr> </table>	第1条 目的	第9条 交流機会の拡大等	第2条 定義	第10条 職員の育成	第3条 基本理念	第11条 情報の提供及び意見の聴取	第4条 県の責務	第12条 教育の支援体制の整備及び拡充	第5条 市町村の役割	第13条 相互連携	第6条 県民等の役割	第14条 関係団体等への支援	第7条 不利益な取扱いの禁止	第15条 不利益な取扱い等に関する相談、助言等	第8条 虐待の禁止
第1条 目的	第9条 交流機会の拡大等																
第2条 定義	第10条 職員の育成																
第3条 基本理念	第11条 情報の提供及び意見の聴取																
第4条 県の責務	第12条 教育の支援体制の整備及び拡充																
第5条 市町村の役割	第13条 相互連携																
第6条 県民等の役割	第14条 関係団体等への支援																
第7条 不利益な取扱いの禁止	第15条 不利益な取扱い等に関する相談、助言等																
第8条 虐待の禁止	第16条 財政上の措置																

3	都道府県名	茨城県																									
	名称	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例																									
	制定年月	平成26年3月																									
	施行年月	平成27年4月																									
	特徴等	<p>特徴 分野別の差別禁止事項は規定していない。協議会を設けているが、関係機関との調整や情報交換が主な事務となっている。</p> <p>条項</p> <table border="1"> <tr> <td>第1条 目的</td> <td>第14条 助言又はあつせん</td> </tr> <tr> <td>第2条 定義</td> <td>第15条 勧告</td> </tr> <tr> <td>第3条 基本理念</td> <td>第16条 公表</td> </tr> <tr> <td>第4条 県の責務</td> <td>第17条 意見陳述の機会の付与</td> </tr> <tr> <td>第5条 県民等の役割</td> <td>第18条 協議会の設置</td> </tr> <tr> <td>第6条 県と市町村との連携</td> <td>第19条 協議会の事務等</td> </tr> <tr> <td>第7条 財政上の措置</td> <td>第20条 協議会の組織</td> </tr> <tr> <td>第8条 啓発活動</td> <td>第21条 会長</td> </tr> <tr> <td>第9条 差別の禁止</td> <td>第22条 会議</td> </tr> <tr> <td>第10条 特定相談</td> <td>第23条 関係者からの意見の聴取</td> </tr> <tr> <td>第11条 特定相談の委託</td> <td>第24条 協議会への委任</td> </tr> <tr> <td>第12条 助言又はあつせんの求め</td> <td>第25条 委任</td> </tr> <tr> <td>第13条 事実の調査</td> <td></td> </tr> </table>	第1条 目的	第14条 助言又はあつせん	第2条 定義	第15条 勧告	第3条 基本理念	第16条 公表	第4条 県の責務	第17条 意見陳述の機会の付与	第5条 県民等の役割	第18条 協議会の設置	第6条 県と市町村との連携	第19条 協議会の事務等	第7条 財政上の措置	第20条 協議会の組織	第8条 啓発活動	第21条 会長	第9条 差別の禁止	第22条 会議	第10条 特定相談	第23条 関係者からの意見の聴取	第11条 特定相談の委託	第24条 協議会への委任	第12条 助言又はあつせんの求め	第25条 委任	第13条 事実の調査
第1条 目的	第14条 助言又はあつせん																										
第2条 定義	第15条 勧告																										
第3条 基本理念	第16条 公表																										
第4条 県の責務	第17条 意見陳述の機会の付与																										
第5条 県民等の役割	第18条 協議会の設置																										
第6条 県と市町村との連携	第19条 協議会の事務等																										
第7条 財政上の措置	第20条 協議会の組織																										
第8条 啓発活動	第21条 会長																										
第9条 差別の禁止	第22条 会議																										
第10条 特定相談	第23条 関係者からの意見の聴取																										
第11条 特定相談の委託	第24条 協議会への委任																										
第12条 助言又はあつせんの求め	第25条 委任																										
第13条 事実の調査																											

4	都道府県名	千葉県
	名称	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
	制定年月	平成18年10月
	施行年月	平成19年7月
	特徴等	<p>特徴 8分野（福祉サービス、医療、商品又はサービス、雇用、教育、建物又は公共交通機関、不動産取引、情報の受取り）において、差別禁止事項を規定している。 推進会議に<u>分野別会議</u>を設け、それぞれの分野における差別解消の取り組みや差別に関する分析及び検証、障害に対する理解の促進などを推進することが規定されている。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第7条）</p> <p>第2章 差別の事案の解決</p> <p>第1節 差別の禁止（第8条 第11条）</p> <p>第2節 地域相談員等（第12条 第19条）</p> <p>第3節 解決のための手続（第20条 第28条）</p> <p>第3章 推進会議（第29条・第30条）</p> <p>第4章 理解を広げるための施策（第31条・第32条）</p> <p>第5章 雑則（第33条 第36条）</p>

5	都道府県名	京都府
	名称	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例
	制定年月	平成26年4月
	施行年月	平成26年4月（一部施行、第2章は平成27年4月施行）
	特徴等	<p>特徴</p> <p>基本理念において、意思疎通のための手段についての選択の確保、女性障害者に対する合理的配慮について規定している。</p> <p>不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害について8分野（福祉サービス、医療、商品又はサービス、教育、建物又は公共交通機関、不動産取引、情報、労働）に分けて規定している。</p> <p>第3章に文化芸術活動の推進など、施策の推進について規定している。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第5条）</p> <p>第2章 障害者の権利利益の擁護のための施策</p> <p>第1節 不利益取扱いの禁止等（第6条 第8条）</p> <p>第2節 特定相談等（第9条 第13条）</p> <p>第3節 不利益取扱いに関する助言又はあっせん等（第14条 第19条）</p> <p>第3章 共生社会の実現に向けた施策の推進等（第20条 第25条）</p> <p>第4章 雑則（第26条・第27条）</p> <p>第5章 罰則（第28条）</p>

6	都道府県名	熊本県
	名称	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
	制定年月	平成23年7月
	施行年月	平成24年4月
	特徴等	<p>概要</p> <p>不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害について9分野（福祉サービス、医療、商品又はサービス、雇用、教育、建物又は公共交通機関、不動産取引、情報、障害者の意思表示）に分けて規定している。障害者が用いることができる手段による意思表示に対して合理的配慮を行う旨を規定している。</p> <p>第3章で障害者に対する県民の理解を深めるための措置を講ずる旨、規定している。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第7条）</p> <p>第2章 障害者の権利擁護</p> <p>第1節 不利益取扱いの禁止等（第8条 - 第10条）</p> <p>第2節 不利益取扱い等に関する相談（第11条 - 第15条）</p> <p>第3節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み（第16条 - 第20条）</p> <p>第3章 県民の理解の促進（第21条）</p> <p>第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会（第22条）</p> <p>第5章 雑則（第23条・第24条）</p>

7	都道府県名	長崎県
	名 称	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例
	制定年月	平成25年5月
	施行年月	平成26年4月(第3章第1節は公布日から)
	特徴等	<p>特徴</p> <p>不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害について10分野(福祉サービス、医療、商品又はサービス、労働及び雇用、教育、建物、公共交通機関、不動産取引、情報の提供、障害者の意思表示)に分けて規定している。</p> <p>障害者が用いることができる手段による意思表示に対して合理的配慮を行う旨を規定している。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 第8条)</p> <p>第2章 障害のある人に対する差別の禁止(第9条 第19条)</p> <p>第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策</p> <p>第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会(第20条 第28条)</p> <p>第2節 相談体制(第29条 第31条)</p> <p>第3節 対象事案の解決のための手続(第32条 第38条)</p> <p>第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策(第39条・第40条)</p> <p>第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(第41条 第48条)</p> <p>第6章 雑則(第49条・第50条)</p>

8	都道府県名	鹿児島県
	名 称	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島県づくり条例
	制定年月	平成26年3月
	施行年月	平成26年10月(一部は平成28年4月)
	特徴等	<p>概要</p> <p>不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害について8分野(福祉サービス、医療、商品の販売及び役務の提供、労働及び雇用、教育、公共的施設及び交通機関、不動産取引、情報の提供及び受領)に分けて規定している。</p> <p>障害者からの相談業務のため、相談員を委嘱する規定がある。また、差別解消法17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の設置について規定している。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 第7条)</p> <p>第2章 障害を理由とする差別の禁止(第8条 第16条)</p> <p>第3章 障害を理由とする差別等をなくすための施策(第17条 第25条)</p> <p>第4章 雑則(第26条)</p>

9	都道府県名	沖縄県
	名 称	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例
	制 定 年 月	平成25年10月
	施 行 年 月	平成26年4月
	特 徴 等	<p>特徴</p> <p>不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害について10分野（福祉サービス、医療、サービスの提供、雇用、教育、建物、公共交通機関、不動産取引、障害者の意思表示、情報の提供）に分けて規定している。</p> <p>また、第4章の基本的施策において、<u>バリアフリーの促進</u>、<u>障害者の駐車場の確保</u>、<u>住宅環境の整備</u>、<u>文化芸術活動等の環境整備</u>、<u>防災及び災害時の避難等の情報提供等</u>について規定している。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第6条）</p> <p>第2章 障害を理由とする差別の禁止等（第7条 第17条）</p> <p>第3章 障害を理由とする差別等を解消するための支援（第18条 第24条）</p> <p>第4章 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策（第25条 第37条）</p> <p>第5章 雑則（第38条）</p> <p>第6章 罰則（第39条）</p>